

合併協議会だより

編集・発行 / 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
〒793-0023 西条市明屋敷 60 西条市市民会館内
TEL(0897)58-2735 FAX(0897)58-2778
E-mail:gappeikyougikai@city.saijo.ehime.jp



西条市 東予市
丹原町 小松町



平成15年
8月18日
～
9月5日
まで

合併に関する住民説明会開催

西条市・東予市・丹原町・
小松町の28会場で

第10回

合併協議会会議概要

日時 平成15年8月14日(木)午後1時30分
場所 東予市総合福祉センター

継続協議事項

- ◆協議第10号 地方税の取扱い(その1)について
 - ◆協議第15号 地方税の取扱い(その2)について
 - ◆協議第28号 一般職の職員の身分の取扱いについて
 - ◆協議第29号 各種事務事業(消防防災関係)の取扱い(その1)について
 - ◆協議第30号 各種事務事業(人権・同和対策関係)の取扱いについて
- 以上5件について、確認されました。

新規協議事項

- ◆協議第32号 各種事務事業(国民健康保険事業関係)の取扱いについて

国民健康保険税

1 税率(医療・介護)については、合併する年度の翌年度に統一する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。また、急激な負担増を緩和するため、財政支援措置を講ずることとし、その額については、保険給付費等の状況を勘案しながら調整する。なお、期間は、平成17年度から3年間を目安とする。

2 軽減措置については、西条市、

平成14年度国民健康
保険被保険者一人当
たりの税額(医療分)

西条市	70,040円
東予市	56,070円
丹原町	60,666円
小松町	60,019円

東予市及び丹原町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。

3 納期については、東予市、丹原町の例を基本とし、調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。

保健・医療費助成事業

1 短期人間ドック・脳ドックの対象者、助成割合については、次の内容で調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。

(1)短期人間ドックの対象者については、35歳以上で70歳以下の制限のない西条市の例により調整する。

(2)脳ドックの対象者については、35歳以上70歳以下とする東予市、丹原町及び小松町の例により調整する。

(3)短期人間ドックと脳ドックの重複受診の可否については、認めることとする東予市、丹原町及び小松町の例により調整する。